

回 答 書

「令和7年度 甲斐市カーシェア設備導入・運営事業」公募型プロポーザルについて、次のとおり回答いたします。

No.	質 問 事 項	回 答
1	<p>実施要領「3 事業概要 (4)料金限度額と(5)交付限度上限額の関係について」</p> <p>(4)料金限度額は、評価基準上の「価格評価」に使用する受託者の見積り上限額という認識でよいか</p> <p>(5)交付限度上限額は受託者が交付を受けるものなので、減額反映させて見積りを提示するという認識でよいか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>充電器の電源取得方法に関して</p> <p>充電器用電源の引込方法は、①キュービクル(市設備)からの内線分岐 ②完全な別引込受電(公道電柱からの分岐) のいずれの方法でも問題ないか</p>	<p>仕様書 3事業内容 (1) ウー一般事項 ①に示すとおり、本事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(脱炭素先行地域づくり事業)により実施するものです。</p> <p>国交付金の対象要件として、普通充電設備については、再エネ発電設備からの電力供給されていることが必要であることから、市役所庁舎(新館に太陽光発電設備を設置済)のキュービクルへ接続するものとします。</p>
3	<p>仕様書「2 事業概要 (5)契約費用に含まれる事項及び費用について」</p> <p>「(5)現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者」いずれも当社にて担当者を設定する必要があるものでしょうか。(必須の項目か否か)</p>	<p>仕様書に示す「(5)現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者」については例示したものであり、事業において必要となる技術者を設定し、様式5-1(業務実施体制)により提出してください。</p> <p>充電設備は市発注工事と異なり、受託事業者(またはリース事業者等)が施工するものであるため、市への技術者届等は不要です。</p>

No.	質問事項	回答
4	<p>仕様書「3 事業内容 (1)公共施設へのカーシェア設備の導入・運営」</p> <p>調達設備の電気自動車2台は中古で問題ないでしょうか。</p>	<p>仕様書 3事業内容 (1) ウー一般事項 ①に示すとおり、本事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施するものです。</p> <p>国交付金の対象要件として、中古設備は原則として交付対象外であることから、本事業において調達する電気自動車は新車（新規ナンバー登録）としてください。</p>
5	<p>実施要領「6 スケジュール(4)参加表明書等、(5)技術提案書等」</p> <p>提出書類「様式2」「様式4」の代表者および印は「会社の代表者」の記載が必要でしょうか。または「組織権限上の代表者」「カーシェア事業プロジェクトの代表者」の記名・押印でも問題ないでしょうか。</p>	<p>様式2（参加表明書及び宣誓書）及び様式4（技術提案書提出届出書）に記入及び押印する代表者については、会社代表者から入札、契約等に関する権限の委任等を受けている者で構いません。なお、その場合、権限の委託等を証明する書類（内規等）を様式2に添付してください。また、契約を締結する際は、様式2に記入した商号・代表者により契約書を交わすこととなります。</p>
6	<p>電気自動車について（普通自動車・軽自動車とも）</p> <p>①車種、グレードの指定はございますか。</p> <p>②ドライブレコーダー以外に付属品の指定はございますか。</p> <p>③任意保険の詳細をご教示ください。例：対人対物は無制限でよいか、車両保険の有無</p> <p>④点検、車検時の納車引取は必要でしょうか</p>	<p>①本事業で導入する車種・グレードの指定はありません。</p> <p>②仕様書 3事業内容 キ維持管理（保守・点検）に示した冬季のスタッドレスタイヤ換装以外に指定はありませんが、運営において必要となる設備・付属品については導入してください。なお、導入する品目について技術提案書において提案するとともに、費用については見積金額に反映してください。</p> <p>③要領 6スケジュール (6)既存資料の提供に「一般財団法人全国自治協会自動車損害共済業務規程」を追加します。</p> <p>④仕様書 3事業内容 キ維持管理（保守・点検）に示す点検及び車検等に係る手続き（納車引取等を含む）及び費用については、本事業の受託者が負担するものとなります。</p>

No.	質 問 事 項	回 答
7	<p>技術者は協力会社も報告対象となりますでしょうか。</p> <p>含まれる場合、様式5-2は協力会社分作成することでよろしいでしょうか</p>	<p>様式5-1及び様式5-2については、協力会社を含めた実施体制及び予定技術者について作成をお願いします。</p>
8	<p>「市が契約している各施設の電気主任技術者が行う次の費用（着工前後の手続き、工事中の立会い、試験立会いと及び停電受電立会い等）」の金額は、契約先様の費用（時間単金等）をご提示いただけるのでしょうか</p>	<p>今回の普通充電器の導入については、変圧器等の変更を伴わないことから、電気主任技術者の立合いは不要と想定しています。</p> <p>提案において、主任技術者の立会い等が想定される場合、必要な費用を計上してください。</p>
9	<p>技術提案書はA4判20ページ以内とするとの記載がございますが、表紙、中表紙等はこの枚数に含めるでしょうか。</p>	<p>技術提案書の制限にあるA4判20ページ以内とは、提案内容が示されているページ数を指します。表紙、中表紙等、提案が示されていないページは上記制限に含めないものとします。</p>
10	<p>仕様書の3事業内容(1)のウ 一般事項に、交付対象メニュー（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1（2.ウ（セ）））の交付要件にしたものとする旨の記載がございますが、「（セ）EV自動車（カーシェア）」の交付要件の「車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。」</p> <p>の部分は市側にて要件を満たす範囲との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質 問 事 項	回 答
11	<p>仕様書 事業内容(1)ウ⑧に記載の全国自治協会公有物件災害共済規約第3条第2号に掲げる自動車損害共済事業と同額以上の補償内容をとのことですが、具体的に求める補償内容を提示いただけないでしょうか。(全国自治協会のページにても、規約の条文が掲載は無いように見受けられ、規約は加入団体向けにのみ公開されているのではないかと推察致します。)</p>	<p>要領 6 スケジュール (6) 既存資料の提供に「一般財団法人全国自治協会自動車損害共済業務規程」を追加します。</p>
12	<p>・契約料金は、原則、契約期間中において一定額とする。</p> <p>・履行期間は車両耐用年数(軽自動車 4 年、普通自動車 6 年)を経過した日以後における最初の 3 月 31 日までとする。</p> <p>・契約金の支払いは契約期間年度毎に同額を支払うものとする。</p> <p>との記載がございますが、一般的に、契約期間の中に履行期間が含まれる形になると認識しており、今回の甲斐市カーシェア設備導入・運営事業では、一つの契約期間の中に軽自動車の履行期間と普通自動車の履行期間が含まれると認識しております。</p> <p>このことを踏まえたときに、今回のプロポーザルにおいて想定されている”同額の契約金が発生する契約期間”は令和7年度～令和14年度の7年間との理解で良いでしょうか。</p>	<p>本事業については、軽自動車カーシェア(軽自動車1台及び普通充電器1台の調達並びにカーシェアサービス)及び普通自動車カーシェア(普通自動車1台及び普通充電器1台の調達並びにカーシェアサービス)の2契約を想定しています。</p> <p>契約金の支払いについて、仕様書 2 事業概要 (4) 契約料金において、「市は、契約料金を使用料として受託者に支払う」としています。</p> <p>使用料は、カーシェアサービス開始日から生じることから、軽自動車については令和8年4月1日から令和12年3月31日(4年間)、普通自動車については令和8年4月1日から令和14年3月31日(6年間)について、それぞれ年度毎に同額を支払うものとします。</p>
13	<p>EV 車両の納車遅延により、カーシェア提供開始が2026年4月から延期されることは、許容範囲となりますでしょうか。</p>	<p>提案時及び契約協議時において遅延を認めることはできません。契約締結後において、不測の事態により事業開始等に遅延が生じる場合、協議により認める場合があります。</p>